

愛媛県土地家屋調査士会補助者負担金規則

(目 的)

第1条 この規則は、愛媛県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第60条第1項の規定によるその他の収入としての補助者負担金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(納 入)

第2条 補助者を置いている会員は、置いている補助者一人当り月額500円の補助者負担金を納入しなければならない。

2 補助者負担金の納入方法は、会則別紙第1入会金及び会費に関する規則の（会費の納入方法）4を準用する。

3 月の途中で補助者を置いたときの負担金、及び月の途中で補助者を置かなくなったときの負担金は、当該月を1月として計算する。

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(廃止期日)

1 この規則を廃止し、「愛媛県土地家屋調査士会補助者規則」に統合する。

平成20年4月18日をもって廃止する。